

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員

4. 署 名 委 員

12番 南 栄江 委員 13番 櫻本 誠 委員

5. 議 事

○石原会長

それでは2ページをお開きください。議案第4号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号5-19、草加委員説明願います。

○草加委員

それでは4番草加が、農地法第3条の5-19について説明をいたします。

土地の所在地	東片上 大淵西 716-14	登記地目現況地目共に畑	登記面積	56㎡
	東片上 大淵西 716-15	登記地目現況地目共に畑	登記面積	38㎡
	東片上 大淵西 716-16	登記地目現況地目共に畑	登記面積	20㎡
譲受人	東片上▲▲▲番地▲	●● ●●●	▲▲歳	
譲渡人	東片上▲▲▲番地	●● ●●●	▲▲歳	
譲受理由	贈与による			
譲渡理由	耕作不便			
家族数	1			

場所ですが、地図の1ページをご覧ください。ここの市役所の前の道を右に入りまして、備前商工会議所の二つ目の道を右に入ってください、200mぐらい奥のところでございます。赤くマークがついていると思います。これは非常に変形した土地であります。どういうことかと言いますと、この無地のところ、大きな土地があります。これを市役所が多目的広場として購入に入る予定で、その中に譲渡人さんが土地を持つとられて線引きをされて。これがちょっと残地のような形になったということだと思います。この上の土地へ、譲受人さんが住んでおられましたんで、これを譲り受けというか、親戚関係ですので贈与ということなんでしょうけれども、管理地を買って家庭菜園をしたいということでございます。

以上です、ご審議の上ご議決賜りますようよろしくお願いしますと同時に、この空き地を今備前市が購入になるという件につきましては、来月の報告の予定になっております。以上です。

○石原会長

ありがとうございます。それでは事務局の方から調査書の説明をお願いいたします。

○事務局難波

議案第14号 受付番号5-19 3条所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、説明終了しました。5-19につきまして、ご意見ご質問あれば頂戴いたします。

特になさそうですか。それでは5-19、農業委員さんご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

それでは5-20に参ります。南委員説明願います。

○南委員

5-20を南栄江が説明させていただきます。

土地の所在地 日生町日生 入鹿宮ノ上 3341 登記地目現況地目共に畑 登記面積 896㎡

日生町日生 西谷筋 3377-1 登記地目現況地目共に畑 登記面積 170㎡

譲受人 日生町日生▲▲▲▲番地▲ ●● ● ▲▲歳

譲渡人 日生町日生▲▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 259㎡

家族数 1

地図の2ページをご覧ください。最初に、宅地のところからします。3377-1です。そこは宅地があつて、この譲受人さんは宅地が欲しかったらしくて、これを中心にと思つておつたそうです。それで畑が、山林の畑がついておつたので、何か植えられるかなと言つたり、やっぱりやめようかと言つたりしております。それで、ここの宅地のところは、橋を渡つて真っ直ぐ行ったら郵便局があります。郵便局から右へ曲がつて左に降りて、そこに再念寺の分院があります。分院を通り過ぎて、小さい公園があります。その公園のすぐ下が家です。それで宅地の隣に少しだけ、170㎡の畑があります。そこへは、営農計画をいただいておりますので見たら、そこでは少し畑を拵えたりして、こっちの3341の896㎡の山林の山の方

は、ちょっと広いのでどうしようかということで、この譲受人さんがちょっと私と知り合いなもので、保育園の時に私が3年間受け持った方で、すごく体も丈夫だし、栄養をよく考える人で、この方が、橋が架かってからちょっと付き合いだして、牡蠣の養殖業を始めております。この牡蠣の養殖業の中に、箱詰めするときに進物用の中にレモンを一つ入れて発送しております。それでそのレモンをうちの農園の、有機栽培まではいかないレモンを買いに来てくれます。それで、ちょっとちょっと栄江ちゃん、レモンを植えとったろうか、土地はあるん、言うたりして話しております、5年間ぐらいそういうことをしていました。それで、ああこれはちょっとええなと思って、入鹿宮ノ上というところの土地がたくさんあるので、そこへ司法書士さんと、ちょっと雨が降ったんですけど、上がって行って、どういう風な感じになつるか上がって行って、山林ばかりだったらちょっとできんなあと思いながら、ちょうど橋の架かるときに電柱が建ったそうです。その電柱が建ったために、周りが綺麗に木とか草とかがなくなっていました。で、ちょっと上がるにもすぐに上がるような場所で、その手前に1件だけ農地があって、そこの方はシカの柵とかしてみかんを作っております。でもほとんどはもう体の調子が悪いのもうちょっと止めとったりしてまして、そこをレモン植えたらどんなもんじゃろうかと思って勝手にこの人には、栄江ちゃんには話しますが、その牡蠣の養殖の自営業は、暇言うたらおかしいけどものすごく忙しいときと、それからちょっと間で休めれるときがあるので、何かできるんじゃないかなと思って、私はちょっと楽しみにもしております。

そういうことでよろしく、ちょっと下手なあれでごめんなさい、よろしくお願いします。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書の説明をお願いいたします。

○事務局難波

議案第14号 受付番号5-20 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-20につきまして、ご質問ご意見頂戴いたします。

特段ありませんか。

なさそうですね。それでは5-20についてご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

5-21に参ります。森本委員説明願います。

○森本委員

受付番号5-21の説明をさせていただきます。

土地の所在地	日生町寒河 弁ノ山 3433 登記地目現況地目共に畑	登記面積 306㎡
譲受人	穂浪▲▲▲番地▲ ●●● ● ▲▲歳	
譲渡人	日生町日生▲▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳	
譲受理由	増反による	
譲渡理由	耕作不便	
耕作面積	1,114㎡	
家族数	1	

譲渡人さんは体調不良による耕作が困難で、譲受人さんと親族の関係にあり、譲渡人さんから話を聞き、野菜畑として利用したいということです。草刈り等されて、管理はできしております。地図をご覧ください。3ページです。赤印の申請地から南へ約100m行きますと、大西会館がありまして、大西会館から東へ約700m行きますと、国道250号線、日生東小学校があります。申請地の下に譲受人さんの奥さんの実家があります。現在は他の人が仮住まいしております。

以上簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から。

○事務局難波

議案第14号 受付番号5-21 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-21につきまして、ご意見ご質問頂戴いたします。

特にございませんか。じゃあなさそうですので、5-21、ご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして5-22に参ります。ちなみに5-22は15ページの合意解約とリンクしております。
一番最後のページです。それでは杉山委員説明願います。

○杉山委員

それでは21番の杉山が、5-22についてご説明いたします。

土地の所在地 吉永町岩崎 畑添 462-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,290㎡

譲受人 吉永町岩崎▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 岡山市中区海吉▲▲▲▲番地▲▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 3,061㎡

家族数 1

もともとはこの田は、譲受人さんのご主人が耕作していた土地なんで、まあ贈与の関係で名義が変わって出ております。現在も水稻を付けておりまして、耕作人は1人でございますが、どなたか近所の方に耕作をお願いして、耕作をしているような状況でございます。図面の4ページをお開きください。申請地より南に広い施設がありますが、これが吉永中学校でございます。さらにこの中央の県道から南に300mほど下りますと、吉永の総合支所がございます。

以上でございますが、ご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○石原会長

はい、それでは事務局の方から調査書をお願いいたします。

○事務局難波

議案第14号 受付番号5-22 所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

はい、それでは5-22、ご意見ご質問あれば頂戴いたします。

ありませんか。じゃあなさそうですのでご判断願います。許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして3ページをお開きください。議案第15号です。農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認につきまして、受付番号5-7、草加委員説明願います。

○草加委員

それでは4番草加が、農地法5条の5-7について説明をいたします。

土地の所在地	東片上 天神 340-1	登記地目現況地目共に田	登記面積	1,569㎡
譲受人	大阪市北区梅田●丁目▲番▲号 ●●●●●▲ビル ▲▲階 (株) ●●●●●●●●●● 代表取締役 ●● ●●			
譲渡人	東片上▲▲▲番地	●● ●●	▲▲歳	
転用目的	太陽光発電施設			
施設の概要	太陽光発電	3棟	500㎡	
農地区分	3種			

場所でございますが、地図の5ページをご覧ください。この地図の中央に横断しておるのが、道路の国道2号線、その下が赤穂線でございます。ちょうど右側に切れる辺に備前片上駅があります。で、赤く表示されている目標物は、この近くに法務局がございます。その隣に備前市の歴史資料館がございます。そしてその隣に川、川筋を上がって行って、道に入れるようになっています。そして今日、別段の資料が5条-7ということで、皆様の手元にあると思いますが、見ていただいたらと思います。6ページを見ていただいたらわかると思いますが、この田んぼは1筆になっておりますけど、田んぼが3段に、段々に分かれております。そしてそこへ現状を変えることなく、組み立てて設置するという事でございます。近隣の同意も得ております。資金は自己資金で約▲▲▲万円の予定で、9月からの転用開始ということでございます。

以上でございます。ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは補足説明お願いいたします。

○事務局難波

議案第15号 受付番号5-7 所有権移転です。

まず農地区分につきまして農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第2種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第3種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど草加委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自

己資金▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和5年8月末完成予定という風に聞いております。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、それでは5-7について、ご質問ご意見頂戴いたします。

ありませんか。じゃあなさそうですので、5-7についてご判断願います。許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

全員ですね。許可といたします。

続きまして5-8に参ります。5-8からですね、5-8、5-9、5-10、5-11、5-12、結構続きます。どう行きましょかね皆さん。じゃあとりあえず瀧川さんお願いいたします。ちょっと読み上げていくのが大変だったら事務局の方が代弁しますので。お願いします。

○瀧川委員

はい、それでは5-8から以下12件ほどあると思いますんで、ちょっと長くなりますけども、事務局の方の資料をお願いしまして、説明いたします。それでは3ページを開いてください。

○石原会長

大丈夫ですか。代わりますか。

○瀧川委員

代わってもらえるのであれば。ちょっと長いからお願いします。

○石原会長

ではそういたしましょう。難波君お願いします。

○事務局難波

瀧川委員に代わって説明をさせていただきます。

それでは事務局が、ちょっと長くなるんですが、順番を追って説明させていただきます。

土地の所在地	吉永町福満 倉吉前 250-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 788㎡
	吉永町福満 野神 255	登記地目現況地目共に田	登記面積 275㎡
	吉永町福満 野神 256-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,337㎡
	吉永町福満 野神 257	登記地目現況地目共に田	登記面積 330㎡
	吉永町福満 野神 262	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,798㎡
	吉永町福満 野神 258-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 169㎡
	吉永町福満 野神 259-3	登記地目現況地目共に田	登記面積 4.5㎡
	吉永町福満 野神 263	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,019㎡
	吉永町福満 野神 264	登記地目現況地目共に田	登記面積 390㎡
	吉永町福満 野神 266	登記地目現況地目共に田	登記面積 780㎡
	吉永町福満 曾根畑 272-1	登記地目現況地目共に畑	登記面積 192㎡
	吉永町福満 曾根畑 273-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 435㎡
	吉永町福満 曾根畑 273-2	登記地目現況地目共に畑	登記面積 67㎡
	吉永町福満 野神 310	登記地目現況地目共に田	登記面積 369㎡
	吉永町福満 野神 267	登記地目現況地目共に田	登記面積 704㎡
	吉永町福満 野神 268	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,058㎡
	吉永町福満 曾根畑 274-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 546㎡
	吉永町福満 ヘラ田 275-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 225㎡
	吉永町福満 新田西 308-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,158㎡
	吉永町福満 野神 309	登記地目現況地目共に田	登記面積 301㎡
	吉永町福満 新田 311-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 570㎡
	吉永町福満 新田西 312-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 287㎡
	吉永町福満 馬渡り下313-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 23㎡
	吉永町福満 新田西 300-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 254㎡
	吉永町福満 新田西 302	登記地目現況地目共に田	登記面積 518㎡
	吉永町福満 新田西 303	登記地目現況地目共に田	登記面積 610㎡
	吉永町福満 新田西 304	登記地目現況地目共に田	登記面積 600㎡
	吉永町福満 新田西 307-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 486㎡
	吉永町福満 新田西 318-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 969㎡
	吉永町福満 新田西 317-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 938㎡
	吉永町福満 新田西 319-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,169㎡

譲受人 備前市東片上126番地 備前市

譲渡人 吉永町吉永中▲▲▲番地▲ ●● ●● (1筆)

岡山市南区当新田▲▲▲-▲ ●● ●● (1筆、持分割合1/3)

東京都千代田区神田淡路町▲丁目▲▲▲▲

●●●●●●●●●●●●▲▲▲▲号

○石原会長

わかりました。そうか、最初のやつがあったからな。ごめんなさい。

それでは今、瀧川さんプラス事務局ということで説明をいただきました。皆様方からご質問ご意見を頂戴いたします。

○草加委員

企業用地ということですので、有効活用していただくことは結構なんですけど、赤枠に入っていないところはこれは宅地とかということで大体この範囲内ではほとんどの話ができあがってくるかどうか、参考ながらちょっと聞かせていただけたらなと思います。

○石原会長

それでは事務局。

○事務局難波

用地買収をしている部門のお話を聞くと、赤で囲ってないところは草加委員のお見込みの通り、宅地だったり、田でないため囲われていない、という風な認識で間違いありません。で、宅地の分の買収の方もお話がついているという風に聞いております。

○石原会長

よろしいですか。その他ありませんか。

○櫻本委員

かなり規模が大きい企業用地になると思うんですが、宅地以外にこの位置図で(22)と(18)の間の、これ田んぼだと思うんですけど、3筆ほどあるのかな、白地の。まあそういうことで、それも将来買収の予定になるのかも分からんですけど。どういう企業が来ることを目指して、誘致をするのか。そしてスケジュールですね。例えば今年度中に企業が決まって、造成がありますとか。あるいは来年度に造成が始まるとか。そういった、ある程度の計画がわかってあったら教えてほしいと思います。

○石原会長

それでは事務局お願いします。

○事務局難波

まず櫻本さんの言われる通り、(22)と(18)の間の3筆については今現在交渉中ということで聞いております。また、誘致する企業については、こちらの農業委員会としては、どういったところまで話が進んでいるのか、というのは聞いておりません。ただ、ある程度

その農地転用の理由にも書かれているんですが、本市は平野部が少ないということであり、企業さんの申し出に基づいて、ある程度その、何型だったかな。ああそうだ、オーダーメイド型という方式をとって、企業の誘致を進めているということです。ある程度その目星はついてるんだと思うんですが、こちらの権限では農業者が来るとか、どんな話が来るのかといったことは聞いておりません。

○櫻本委員

オーダーメイドということは、造成をしたあと企業を募集するというような。要するに、造成をオーダーメイドするという話ですね。

○石原会長

企業の要望に応じた造成をしていくということですか。

○櫻本委員

でも範囲はこれだけの範囲だから。まあようわからんですけど、どこの企業が来るといようなことは決まってないということが、私らの見解でいいんですか。

○事務局岡村

すみません、ちょっと私もどこまでお答えできるかいうのもございまして、すべてが今の段階ではお答えしづらいところもあるというのが正直なところなんです。先程会長が言われたように、ある程度来る企業さんは決まった中で、オーダーメイド方式でここに造成をかけるというような流れになっております。そういうところでご理解をいただけたらと思います。

○石原会長

はい、櫻本委員いかがでしょうか。

○櫻本委員

ようわからんですけど。よろしいです。

○石原会長

話がちょっと逸れるんじゃないけど、オーダーメイド方式でおそらくやったと思われる場所だと思っとるのが、あそこじゃないかと思う、香登の、例えば香登の市場があるじゃないですか。その西側のところに、ちょっと個人名出したらあれかもしれんのじゃないけど、●●さんの土地があって、社宅みたいな、もともとはニワトリ飼ってたところ、そこのところへ、多分あの時はクリーニング屋が来るという話だったんですよ。だからこれオーダーメイドですよ。クリーニング屋が来る、だからそれに合わせた土地の造成をしていくという。とこ

ろが頓挫したんですよ。だから必ずしも、これ難しいところで、頓挫しちゃったけど、それからしばらく空いてたんですよ。そのときにその、管理等々にお金が掛かりますよね。あそこも結構水が漏れてたりしてね、道に。僕そこをよく通りよりましたけど。今はまた新しい企業が入って、倉庫業が入ってましてね。入っとりますけども。まあ落ち着くところに落ち着きたいということでしょうか。その数1反ぐらい、だいぶありましたよ。どねんすんじやろうかって。オーダーメイドって必ずしも、ズドンっていうわけではないかもしれんけどね。3筆になりますけどね、ここの。櫻本さんが言われた。以上です、ごめんなさい。

じゃあ今ので櫻本委員もいいですということでありましたので。他にありませんか。

○三木委員

宅地があるということなんですが、民家が何軒ここへ入っとなんでしょうかね。その民家が了解を得とるということなんですけど、転居するのに莫大な金が掛かると思うんですが、そんなのが予定をする見込みであるのか、備前市がものすごい何億という金を負担をするのかという、その辺をちょっと質問したいところなんです。

○石原会長

それでは局長、このくらいは言える程度で。

○事務局岡村

金額的なところ等々はちょっと、まだ当たってる途中なんで、今の段階ではお示しができないということでご理解をいただけたらと思います。それから先程言われとった散逸農地が残ってる分、ここに関しても先程難波の方がご説明した通り、今はここは調整という形ではやっとなんですが、もちろん最初の段階ではここは一体的にすべてを使いたいというような話があったんじゃないかと聞いておるところでございます。以上です。

○石原会長

今のでよろしいですか、三木委員。

○三木委員

民家が何軒ありますか。

○事務局難波

民家は4軒で、●●●●というところは、住まわれてはないですけど購買所のような概形になってます。

○三木委員

さっき言いましたようにちょっと心配が、1軒転居するのに、少なくとも億に近い金がい

るんじゃないかと思うんですけど。だからその辺がちょっと備前市がどのくらい負担するのかなというのが心配なところなんです。以上です。

○石原会長

その他ございませんか。

○高取委員

局長の方からなかなか本音が聞けませんので、ただひとつ言えるのは、なぜこの時期にこれを提出したかいうの。今具体的な話ができんのんなら急ぐ必要はないと思うんですけど。

○石原会長

このタイミングで3条を市の方がここへ予定した、いう点ですね。

○事務局岡村

それはですね、市の方の予算が議会の議決等を終えてですね、ついたことで。この5月にここが農振農用地からの除外決定の方をしております。その後のタイミングというような形で、ここで掛けさせていただいたというような内容になります。以上でございます。

○石原会長

高取委員何かありますか。よろしいですか。

他はもういいでしょうか皆さん。

○友光委員

ちょっと聞き漏らしたんかもわかりませんが、7ページの地図の右側のこの265ですかね、これはどうなっとるんですか。真ん中の土地です。

○事務局難波

265ですね。ここは農地台帳に載らない、農地以外です。田畑ではない、登記地目が。雑種地とか。

○友光委員

市がこれも買われるということで。

○事務局難波

そうですね。農地法に引かかる農地ではないということで。

○友光委員

農地ではないから。

○事務局難波

今回は上がってないと。

○友光委員

こういう場合、ちょっと私わからないんですけど、市が買われてから、市が所有権移転されてから、企業さんがまた買われるということなんですか。じゃあ備前市はあまり損をすることはない金額で売却ということで。企業の税金を見て、ああ答えられる範囲ですよ。通常どんなもんかちょっと疑問にあったもので。これがもし企業が買われたら、1億ぐらいで。それ以下で買われて、税金を見込まれとるんかなと。言える範囲で、もしくは言えなかったらそういうことを。

○石原会長

優しい質問ですね。言える範囲ならと。

○事務局岡村

言える範囲というのがちょっと難しいんですけど。そうですね。まあ造成かけるならそれなりのお金が掛かってきますんで、売却するときには当然その部分を加味したうえでの交渉といった話になってくると思います。それからまあ企業さんに来ていただくと、先程言われましたように法人税だとか、それから償却資産、そういった税金等々も納めていただくというような形になりますので、その辺りはこれから交渉する中で、トータル的に考えていくのではないかなと考えております。ちょっと詳細については私ども農政水産課の方では把握しきれてないんで、その辺りはお勘弁いただけたらと思います。以上です。

○石原会長

いいですか友光委員。はい、それではもうそろそろ。なければ備前市の企業誘致の案件について委員さんのご判断願います。

○事務局難波

すみません。事務局の説明してもいいですか。ではちょっと説明させていただきます。

議案第15号 受付番号5-8から19 5条の所有権移転です。

まず農地区分につきましては農用地区域内にある農地以外の農地で、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。転用目的につきましては、先ほど瀧川委員からご説明のあったとおり、申請人の企業用地ということでありますので、目的については適当であると考えます。続きまして、資力及び信用について

てですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については自己資金▲億▲▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。申請に係る農地の面積ですが、本件は企業誘致のための必要最小限の面積であり適正と考えます。周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。なお、許可後着工、令和7年度末完了予定となっております。また当該用地は本年2月開催の備前市農業振興地域促進協議会にて除外審議を行い、4月に公告、5月に農振農用地からの除外決定をしております。併せて、本案件は3,000㎡を超える面積の転用であることから、7月18日開催の岡山県農業会議常設審議委員会にて諮問をすることとなります。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは補足説明いただきました。皆様判断をお願いいたします。許可相当、適当であるとお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○石原会長

委員さん全員許可ということで。承認されました。

続きまして7ページに参ります。議案第16号 農用地利用集積計画を定めることにつきまして、市長から諮問を頂戴しております。8ページ、9ページ。それから中間管理機構との貸借関係が上がっております。何かお気づきのことがあれば頂戴いたします。

特にありませんか。

この5-49の穀類って書かれとるのは。お米ではないものなんですか。

○事務局難波

麦だったと思います。

○石原会長

ああ麦ですか。ありがとうございます。

他によろしいですか。じゃあなければこの案件についてご承認いただけますでしょうか。

はい、の声

○石原会長

ありがとうございます。承認されました。

続きまして、報告案件が11ページから載っています。相続の案件ですね。西片上の案件、穂浪の案件、吉永の案件が出ております。片上のところがあっせん希望ありとなつとるんですけども、草加委員何かありますか。言葉添えることがありますか。

○草加委員

聞いてはおりませんけども。どなたかまた検討しておきましょう。

○石原会長

そうですね。ということでありました。それから最後の15ページにつきましては、先程の●●さんと●●さんの貸借関係から今度は3条の案件に移ったということでございます。

以上を持ちまして今日の審議は終了いたします。ご協力ありがとうございます。

6. 閉 会

7. その他

議事録署名人について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	12番	南 栄江	委員
	備前市農業委員会委員	13番	櫻本 誠	委員